

答 申 書

(答申第12号)

平成11年3月18日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対応する公文書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

本件諮問事案に係る開示請求の内容（以下「本件請求内容」という。）は、別紙1に掲げるとおりであり、北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件請求内容に係る公文書（以下「本件公文書」という。）はいずれも不存在であるとして北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条に基づき不存在通知（以下「本件処分」という。）を行っている。

本件異議申立ては、本件処分の取消しを求めるといものであるから、本件公文書が存在しない旨の通知の妥当性について判断することとする。

(2) 本件処分について

ア 条例第2条第2項は、条例において「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物であって、実施機関が管理しているものをいうと定めている。

したがって、条例にいう公文書に当たるためには、(1)実施機関が作成し、又は取得した文書等であること、(2)実施機関が管理していること、の二つの要件を充たすことが必要である。そして、開示請求に係る公文書が存在しない場合にあっては、実施機関は、条例第17条の規定に基づき当該公文書が存在しない旨の通知をすることとされている。

イ 異議申立て人は、本件公文書が実施機関に存在する旨主張する。

しかしながら、そもそも異議申立人が本件公文書に記録されているとする内容は、実施機関の職務権限からすれば、通常ありえないことであり、したがって実施機関が本件公文書を作成し、又は取得していることは考えられない。実施機関の説明によっても、実施機関では本件公文書を作成し、又は取得しておらず、したがってまた管理もしていないことが認められる。

以上のことからすれば、本件公文書は、そもそも実施機関に存在しないと考えるのが合理的であり、また、他に実施機関に本件公文書が存在するとうかがわせるに足りる資料等もない。

したがって、本件公文書は、実施機関に存在するとは認められない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

なお、本件諮問事案については、実施機関からの2件の諮問に係る3件の異議申立てを併合して審議した。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年11月30日	○ 諮問書1の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成10年12月1日	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成10年12月15日	○ 諮問書2の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年1月13日 (第8回審査会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成11年2月5日 (第9回審査会)	○ 審議
平成11年3月11日 (第10回審査会)	○ 答申案の審議
平成11年3月18日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

- 1 平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの間に、北海道知事掘達也若しくは北海道情報公開審査会会長吉田英嗣、若しくは道職員が、情報公開請求者の請求権利を妨害するように、〇〇〇〇の〇〇氏に依頼した依頼文書、又は依頼したメモ及び口頭陳述
- 2 平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの2日間、〇〇〇〇(株)〇〇〇〇営業所から借り上げた「〇〇〇〇〇〇」の車両(北海道警察本部が長期で借り上げている)を使用し、情報公開者をその車両で尾行し情報公開者の生命、身体、財産又は社会的地位を脅かした北海道警察本部の調査行動及び捜査活動を、北海道知事若しくは北海道情報公開審査会会長吉田英嗣が依頼した文書、又は依頼したメモ及び口頭陳述
- 3 平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの3日間、〇〇〇〇(株)〇〇〇〇営業所から借り上げた「〇〇〇〇〇〇」の車両を使用し、情報公開者をその車両で尾行し情報公開者の生命、身体、財産又は社会的地位を脅かした北海道警察本部の調査行動及び捜査活動を、北海道知事若しくは北海道情報公開審査会会長吉田英嗣が依頼した文書、又は依頼したメモ及び口頭陳述